

問 合 せ 先

日本政策金融公庫 中小企業事業相談センター  
TEL:0120-154-505  
URL:<http://www.jfc.go.jp/>


日本政策金融公庫 国民生活事業  
事業資金相談専用ダイヤル TEL:0120-154-505  
こくきんビジネスサポートプラザ東京 TEL:03-3342-3831  
こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 TEL:052-561-6316  
こくきんビジネスサポートプラザ大阪 TEL:06-6315-0312  
URL:<http://www.k.jfc.go.jp/>


資源エネルギー庁 省エネルギー対策課  
TEL:03-3501-9726  
URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/>

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室  
(温室効果ガス排出削減関連)  
TEL:03-3501-1679  
URL:<http://jcdm.jp/>

関連ホームページアドレス

省エネ法 A to Z 各種支援策  
<http://www.enecho-shoeneho.jp/support/index.html#support/index.html>

 **経済産業省 資源エネルギー庁**  
省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課  
〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1  
TEL:03-3501-9726 FAX:03-3580-8439

 **財団法人/省エネルギーセンター**  
産業省エネ推進・技術本部  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀  
TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021

平成22年度  
省エネルギー施設等導入における  
**金融上の助成措置**  
〔中小企業者用〕

 **経済産業省 資源エネルギー庁**  
 **財団法人/省エネルギーセンター**

# What we can do for the earth. 地球のためにできること

## 省エネルギー関連（融資機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業））

御利用いただける方	御利用いただける資金	融資利率※
<b>&lt;省エネルギー設備関連&gt;</b> 省エネルギー施設を設置する方 (ESCO事業により当該施設をリース・レンタルする方を含む)	別表①(1)に掲げる省エネルギー施設を取得するために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率②&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
<b>&lt;省エネリース業者関連&gt;</b> 省エネルギー施設を取得するリース・レンタル事業者の方	自走式作業用機械設備（別表①(2)参照）を取得するために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率②&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
<b>&lt;特定高性能エネルギー消費設備関連&gt;</b> 特定高性能エネルギー消費設備の導入等を行う方	(1) 特定の高性能工業炉、同ボイラー等 を設置するために必要な設備資金 (2) 現在の工業炉、ボイラーを高性能工 業炉、同ボイラーと同様の性能にする ための特定の付加設備を設置する ための設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特省エネ利率B&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率> エネルギー対策特別会計から 利子補給があります。

※融資利率は日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。日本政策金融公庫 国民生活事業の融資利率については、窓口にお問い合わせください。

- 別表①** 本表に掲げる施設であって次の全てに該当するものに限り、  
 a. 既存の平均的な設備に対し、省エネルギー効果が25%以上のもの  
 b. 設備更新の場合、更新前の設備に対し、省エネルギー効果が40%以上のもの

### (1) 省エネルギー施設

- |                  |  |                  |                   |
|------------------|--|------------------|-------------------|
| ●ヒートポンプ方式熱源装置    | ●廃熱ボイラー                                      | ●省エネルギー型工業炉      | ●コージェネレーションシステム   |
| ●染色整理装置          | ●単板乾燥装置                                      | ●せん断機            | ●高性能ダイカストマシン      |
| ●プレス・タッピング複合加工装置 | ●自動温度調整装置                                    | ●省エネルギー型鋳造型機     | ●高周波誘導加熱装置        |
| ●省エネルギー型乾燥装置     | ●省エネルギー型染色整理装置                               | ●省エネルギー型紙製容器製造装置 | ●省エネルギー型製本装置      |
| ●省エネルギー型成形機      | ●電動送り式金属工作機械                                 | ●省エネルギー型プレス      | ●無杼式自動織機          |
| ●省エネルギー型ダイカストマシン | ●プリンタスロッター                                   | ●省エネルギー型印刷機      | ●自走式作業用機械設備       |
| ●油圧解体機           | ●大口径掘削機                                      | ●省エネルギー電気炉       | ●省エネルギー型めん類製造装置   |
| ●省エネルギー型焼成焼上装置   | ●高熱効率型連続蒸米機（米の蒸煮及び蒸煮後の米の取出しを並行して連続的に行うものに限る） | ●省エネルギー型鍛造素材切断機  | ●省エネルギー型鋳物砂混練装置   |
| ●高性能ねん糸機         | ●高速全自動殖版機                                    | ●省エネルギー型ボイラー     | ●省エネルギー型アーク溶接機    |
| ●省エネルギー型ショットブラスト | ●省エネルギー型古紙梱包装置                               | ●精密打抜プレス         | ●省エネルギー型フォークリフト   |
| ●省エネルギー型真空焼鈍炉    | ●熱成形機  | ●外断熱システム         | ●省エネルギー型ジョークラッシャー |
| ●高効率生地連続包あん機     | ●多段ホーマー                                      | ●建設廃棄物破砕機        | ●高効率変圧器           |
| ●省エネルギー型経編機      | ●建築物の省エネ性能の向上に資する設備、機器及び建築材料                 |                  |                   |
| ●燃料電池発電設備        | ●省エネルギー型吸収式冷温水器                              |                  |                   |
- その他の設備（その他上記に準ずる設備であって、省エネルギー効果が25%以上の省エネルギー施設のうち、その設置を特に促進する必要性が高いとして資源エネルギー庁長官の推薦により中小企業庁長官が認めたもの）

### (2) 自走式作業用機械設備

- |  |                |
|--|----------------|
| ●掘削機械、締固め機械、積込み機械、クレーン、モーターグレーダー、コンクリート機械、せん孔機 | ●トラクター         |
| ●基礎工事用機械                                       | ●アスファルトフィニッシャー |

## 融資の条件※1

<b>融資限度</b>	直接貸付※2 7億2千万円 代理貸付※2 1億2千万円
<b>融資利率</b>	各融資制度の融資利率を御参照ください。 なお、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
<b>融資期間</b>	設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

- ※1 融資の条件は、日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。日本政策金融公庫 国民生活事業は直接貸付のみの扱いで、融資限度は7千2百万円となります。詳しくは、各事業の窓口にお問い合わせください。  
 ※2 直接貸付とは、融資機関窓口へ直接申し込む方法。代理貸付とは、日頃取引のある金融機関（代理店）へ申し込む方法。

京都議定書第一約束期間に入り、更なるエネルギーの使用の合理化が必要です。中小企業者の方で省エネルギー設備などの導入を計画されている方は、是非、本制度の活用を御検討ください。

## 非化石エネルギー関連（融資機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業））

※国民生活事業の融資対象は一部に限ります。非化石エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備資金に限ります。

御利用いただける方	御利用いただける資金	融資利率※
非化石エネルギーを使用するために必要な設備を設置する方	別表②(1)に掲げる非化石エネルギーを使用又は供給する施設を取得（改造、更新を含む）するために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率③&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
一般ガス事業者	別表②(2)に掲げるガス事業の近代化又は保安の確保のために必要な設備資金	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率①&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>

※融資利率は日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。日本政策金融公庫 国民生活事業の融資利率については、窓口にお問い合わせください。

### 別表② 特利対象設備

#### (1) 非化石エネルギー

- 発電設備（太陽光、風力、地熱、水力及びバイオマスエネルギーに限る）
- 熱利用設備（太陽熱、温度差エネルギー、バイオマスエネルギー及び雪氷に限る）
- 燃料製造設備（バイオマスエネルギーに限る）

#### (2) ガス事業の近代化又は保安の確保

- 天然ガス（LNGを含む。以下同じ）を受け入れるための配管、計量器、整圧器及びこれらに附属するもの並びにガスを発生、貯蔵するための装置（貯槽を含む）、排送機、圧送器及びこれらに附属する設備
- 天然ガスを輸送、配給するための配管及びこれらに附属する設備
- 天然ガスを産業用に供給するための専用導管、基地設備及びこれらに附属する設備
- ガスの供給圧力改善のために必要な本支管、ガスホルダー及び地方ガス事業輸送導管並びにハイカロリー用製造設備、ハイカロリー用受入タンク、ハイカロリー用圧縮機及びハイカロリー用その他の附属設備

## エコアクション21、温室効果ガス排出削減関連（融資機関：日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業））

※長期運転資金が融資の対象となっているのはエコアクション21、温室効果ガス排出削減関連のみです。

御利用いただける方	御利用いただける資金	融資利率※
エコアクション21の第三者認証を取得した方及び取得が見込まれる方並びに温室効果ガス排出削減計画に基づき、温室効果ガス排出削減に取り組む方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エコアクション21の第三者認証を取得した方が、認証を取得する上で掲げた環境目標等を達成するために必要な設備資金及び長期運転資金</li> <li>●エコアクション21の第三者認証の取得が見込まれる方が、認証を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金</li> </ul>	2億7千万円まで <b>&lt;特別利率①&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>
	温室効果ガス排出削減計画を策定した方が、温室効果ガス排出削減計画に基づき導入する設備の取得に必要な設備資金及び当該設備の運用に必要な長期運転資金	国内クレジット制度を活用するものであって、一定の温室効果ガス排出削減効果が見込まれるものについては 2億7千万円まで <b>&lt;特別利率②&gt;</b> 2億7千万円超 <基準利率>

※融資利率は日本政策金融公庫 中小企業事業の場合を記載しております。日本政策金融公庫 国民生活事業の融資利率については、窓口にお問い合わせください。

### 融資対象事業者

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資対象事業者は、株式会社日本政策金融公庫法 第2条第3項に基づき業種及び企業の規模（資本金・従業員数）により、以下のとおり定められております。規模については、資本金、従業員数のいずれかが該当すれば対象となります。日本政策金融公庫 国民生活事業の融資対象事業者については、窓口にお問い合わせください。

対象業種	対象規模
製造業※1、建設業、運輸業など	資本金3億円以下 又は 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業員50人以下
サービス業※2（一部、対象とならない業種があります）	資本金5千万円以下 又は 従業員100人以下

- ※1 製造業のうち、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く）は、資本金3億円以下又は従業員900人以下。  
 ※2 サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業及び情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下。次の業種の方は、日本政策金融公庫 中小企業事業の融資等の対象になりません（詳しくは、窓口で御確認ください）。  
 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど。